

# 議員全員協議会会議録

(令和4年2月25日)

愛南町議会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和4年2月25日（金）  
招集場所 議員協議会室

出席議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
議員	尾崎恵一	議員	嘉喜山茂
議員	池田栄次	議員	吉田茂生
議員	少林法子	議員	石川秀夫
議員	金繁典子	議員	鷹野正志
議員	中野光博	議員	山下正敏
議員	那須芳人	議員	吉村直城

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
--------	------	------	------

説明のため出席した者

なし

本日の議員全員協議会に付した案件

- 1 町ホームページでの謝意の表明について
- 2 議会活性化特別委員会から要望書について
- 3 その他
  - (1) 3月定例会の監査委員出席要求について
  - (2) 2月16日議員全員協議会での質問について
    - ①退席は法的にどうなのか
    - ②退席を許可できるか
    - ③今後退席したら問責対象となるか
    - ④議員は署名簿を見る権限があるかないか
  - (3) その他

開会	10時00分
閉会	11時50分

○佐々木副議長 皆さん、おはようございます。

ただいまより、議員全員協議会を開催いたします。

まず初めに議長挨拶、お願いします。

○原田議長 おはようございます。

令和4年に入りまして、第2回目の議員全員協議会の御案内をいたしましたところ全員の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

今日の協議内容ですが、もうお手元に配付しておりますように、このようなことで皆さんの御意見を伺いたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

早速協議に入っていきます。

まず1番、町ホームページでの謝意の表明についてということなんですが、資料1、皆さんもタブレットでごらんになつとると思うんですが、個人情報の不適切な取扱いについてということで、ホームページにこれを掲載したらどうかということで、今日は皆さんの御意見を伺いたいと思います。どうでしょうか皆さんの御意見、何かありましたら。

一応これは愛南町を明るくする会ですかね、住民グループさんのほうから要望書として出されておりますので、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

鷹野議員。

○鷹野議員 まず確認なんですけど、町のホームページっていうことはですね、その中の愛南町議会のところについてということでよろしいんですか。

○原田議長 そうですね、それでいいと思います。

吉田議員。

○吉田議員 確認をしたいんですけども、私たちはこの要望に対してですね、新聞で確か署名を持ち出したということで新聞で見たんですけども、この署名自体私は見てないんですが、署名自体があるのかどうかの確認を私のほうはしたいと思うんですけども、個人情報でも、その新聞記事でしか我々も分からないわけですよ。その中で署名を持ち出したということで、今回大きな問題になってると思うんですが、その署名についての確認は議長のほうでされてるのでしょうか。

○原田議長 これはですね、住民グループの代表の方から、確か1月20日、私のほうに議長室で要望書を持って来られまして、私がお場で受け取りました。私はそれを確認しております。

吉田議員。

○吉田議員 そのときに、すいません署名、我々も新聞記事でいろんな町民の方から言われてるものから、署名の持ち出しがあったのかどうかという確認はされてるんですけども、私は要望書は事務局で見ましたけども、その署名というのが私は見てないんですが、それは署名は出てるのでしょうか。

○原田議長 署名と言いましてもですね、その要望書と同じ1枚物の紙に、名簿ですかね、380名の名前が記載をされていたと、そういうことです。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 吉田議員と同じ意見なんですけど、私は要望書についとる署名といわれるものも見えていませんし、これまでの4件ぐらい文書があったと思うんですけど、それについても経緯とかがよく分からないんですが、それらを示した上で時系列の説明を求めたいんですが。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 関連ですが、今月の16日ですか、時間が大分オーバーしましたけども、やっぱり経過報告を議長として、その受け付けたときからの経過報告を順次皆さんに報告して、その上でこうこうでいうてせんと、今みたいに2月16日済んで、まだ今日こがいな意見がおのこの議員から出よると。やっぱり時系列で、時系列いうて今出ましたけど、時系列で示すのが一番早いやないですか。

○原田議長 その都度ですね、要望書とか抗議文、それが出てきた都度にタブレットには皆さんにすぐ掲載をしておるんですけどね、それでは理解できませんかね。

吉村議員。

○吉村議員 理解できるできんじゃないなくて、今ああいう意見が出よるということは、同僚議員から時系列に示してもろたらこうやいう意見が出よるということ踏まえて、私もあのとき言うたと思うんですけども、やっぱり経過説明はする必要議長としてあるはずでしょう。タブレットで常時流しよるどうのこうの言うたって、今の質問の中でタブレット流れてないでしょう。だから時系列に、まずは会始まるあれの中でやられたらどうですか。

(発言する者あり)

○原田議長 一応まとめたのがありますので、一応私のほうに。それをそしたら皆さんに見てもらいましょうかね。

(発言する者あり)

○原田議長 しばらくお待ちください。

暫時休憩します。

(休憩)

○原田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、今配りました時系列、これをお目通し願ひまして、先にちょっと今日の協議事項、順番をちょっと変えまして、2番の議会活性化特別委員会からの要望書についてを先に協議したいと思いますので。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 すいません、その一番最初にあったその署名と言われるものですね、そのコピーはないんですか。

○原田議長 署名のコピー。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 要望書についてきた署名ですか、事務局にありますよ。

(発言する者あり)

○原田議長 中野議員。

○中野議員 それはもうあとから議論するときにコピー出していいもんかどうかの話も出てくるし、そのあとで出していいもんなら出してもろたらいいし、出して悪いのかというある程度の方があって、出して回収するんであれば出していいって、閲覧だったらあれですけど、コピーがどうなのかいいうのもありますから、それ今出すというよりもこれ後回しにして。

○原田議長 これちょっとあとで協議します。

(発言する者あり)

○原田議長 その件はあとで協議します。

それでは、2番の議会活性化特別委員会からの要望書についてをお願いいたします。

金繁議員。

○金繁議員 要望書のほう、皆様のタブレットでござんただけたかと思ひます。先日18日の委員会、活性化委員会に先立ちオンラインで研修会という形で、早稲田大学マニフェスト研究所事務局長の中村健氏の研修、意見交換を行いました。その中で町の課題について前向きに、その中でというかその研修が終わったあとに、研修の中でもそうでしたね。町の課題についてもっと政策的な議論を議員間で討論していきたいという意見が、委員の皆さんの中からたくさん出ました。

折しも3月定例会というのは、年間予算の審議、議決という重大案件があります。予算について愛南町議会も全員協議会という形で勉強会、議員から理事者に、課長さんたちに幾らでも質問できるという勉強会が行われますが、議員間での討議というのはなされていません。なの

で、せつかくの重大案件が出される機会ですので、勉強会のあとにその流れの中中でもいいんですが、議員間で予算についてそれぞれの議員の気づき、例えば提案された事業について町職員が疲弊せずに行えるのだろうかなど話し合う場を設けてはどうかと、中村先生からの提案がありました。これを皆さんにかけたところ、とても積極的な御意見が多数出まして、皆さん合意の上やってみたいなということになりました。

やるためには、議会のほうに要望書を出す必要があるということで、今回出させていただきました、御検討いただけますようお願いいたします。

○原田議長 ただいま委員長のほうより説明がございました。今回3月は予算の審査ということもあるんですが、いつもは2日間にわたって審査会をするんですけど、それ以外に議員間でいろいろ討議をしたいという要望です。我々愛南町議会は本会議方式ととるんで、委員会方式ではそういった討議もできるんですけど、今の現状ではなかなかそういった議員間での討議というのはなされてないのが現状だと思います。

今、活性化委員会の委員長より要望がありました、今後来月その説明会が終わったあとにですね、そういった議員間の討議やってみてはどうかという要望ですが、皆さんのこれ御意見を伺いたいと思います。どうでしょうか。

鷹野議員。

○鷹野議員 私は大変いいことだと思います。委員会方式にすぐに移行する云々じゃなくて、こうやって重大案件とか当然予算、最初の当初ですんで、かなり年間でも一番重大な議会ですんで、こういうのは大いにやるべきことだと思います。

それで、ちょっとそのやるやらんはあれなんですけど、そのやる段階で、例えば何件かこの件についてはどうだろうかという、事前にそういうこれについて話したいとかそういう事項、それを上げてないと、いきなりこうじゃ言うたらまたこういうふうになるんで、そこらのスムーズな討議ができるようなやり方、これをやっぱりみんなで考えとったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○原田議長 那須議員。

○那須議員 面白い考え方だなというふうに思います。ただ予算審査という名前の全員協議会なんですよね。全員協議会では議員間の討議は別に構わんわけです。わざわざしなくても、今までしなかっただけで、予算とか決算の委員会の討議は。全員協議会では議員間討議はできますので、イメージとしてはどの辺の違いがあるのか、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 そうですね、イメージそれぞれ7人別々かもしれませんけれども、今までその全員協議会・勉強会の中では、執行部の方たちがいらっしやってこちらが議会という形で、あくまでも執行部と議会とのやり取りだったので、そのイメージもまたみんなで話したらいいのかなという気はしますけれども。

○原田議長 中野議員。

○中野議員 ちょっと水を差すようで、賛成とか反対とかいう意見ではないんですが、一度ですね予算、委員会方式に変えたことがあるんですよ、多分間違いないと思うんですけど。委員長は吉村議員やったと思うんですが、それで委員会方式にやったんですが、現在のあれと余り変わらんような状況が起きて、それだったら議長を委員長がするか議長がするかの違いで、あんまり変わらんのじゃないかという意見が、それでもとに戻ったという経緯があるんですよ。これは間違いないあれやと思うんで、予算委員会方式でやっていうてやったんやけど、もとに戻った経緯があります。そこだけは、いったり戻ったりいったり戻ったりやから、慎重にやっぱり委員会制度にするとかそういう形。協議会程度ならあれですけど、簡単にやるとまたもとに戻してみたいな形で、あんまり変わらんかった経緯があります。メンバーが違いますから、またそ

それはそれでなのか、ちょっと簡単に変えてしまうとあんまり変わらんような状況が起きたいというのは以前あったのは、事実だけちょっと報告しときます。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 ありがとうございます。確かにそういうことがあったと、先日那須議員からも教えてもらいました。先ほど鷹野議員がおっしゃったように、やっぱりやり方をみんなで話して、決める必要があるんだろうなと思います。

形式ばらずに、ざっくばらんに今回はやってみたらどうかかなと思っているんですね。というのは、やはり議会基本条例の前文が前回のテーマだったんですけれども、やっぱり議員間の討議ということの前文の中でも基本的な議会の役割として明示しておりますので、やはり執行部から出される重大な案件について、議員間で全く話さずに本会議に臨む、そこで自由討論ができればいいんですけれども、今の段階では何款から何款まで3回制限の発言の制限があるので、その前に議員間で幾つかテーマを決めて話し合うということができたなら、まずは始めとしてやってみたらどうかかなと思った次第です。

もちろんその反省をして、こういうふうにしたらいいなとか出てくると思います。それはまたほかの議会とかやってるところ、本会議主義で議会の中で討論されてるところもあるようですので、そういういろんな例を勉強しながら、また愛南町議会にとって一番いいものをできたらと思っております。

○原田議長 ただいまの件で、ほかに御意見ありませんかね。

私も中野議員がさっき言われたように、以前の経緯というのはちょっと私まだ分かってないんですけど、ある程度項目を絞って、ピックアップして、それについて議員間で討議をするのもまたいいのではないかなというふうに私も思うのは思えるんですけど、皆さんどうでしょうかね。

少林議員。

○少林議員 1年生議員からとすると、今、本当にこう、執行部からのお話があって、多少のいろいろ質問はできるんですが、よく分からないまま本会議がすぐあって「はい採決」というのは、これで議員として自分でいいんだろうかという疑問が自分でも湧きます。もうちょっとよくいろんな議員さんと1つのこと、何かのテーマを絞ったらいいんですが、話し合ったりできたらありがたいなと思います。

○原田議長 ほかに御意見ございませんか。

那須議員。

○那須議員 まだちょっとイメージが湧かなくて、全員協議会との違いはどこなんだろうかと、全員協議会でもできるんですよ。もし突っ込んでやるとしたら、委員会が2つありますね、所管する予算も違うので、その委員会を合同開催して、要するに総務委員会を開催しながら、合同審査ということで産業厚生も一緒になる。産業厚生委員会を開催しながら総務委員会も一緒に合同でやるという方法なら、きちんと議員の出席の予算、交通費も出ますし、その委員会でやるのもまた1つの方法かなというふうに思ったりもします。

先ほど中野議員言われたのは、あれは吉村議員特別委員会の委員長で決算の委員会。決算は皆さん御存知のように9月に出されますけれども、決算認定は別に9月にしなくてもいいと、10月でも11月でもいいじゃないかと、余裕をもってやろうということであれはやったんですけれども、別に特別委員会つくったところで、その全員協議会でやってもあまり変わらないなということで1回で取りやめた経緯があります。

ですからこれに反対するわけではないんですが、もう少しじゃ1回集まってやってみようかというのではなくてきちんとですね、そんなに今回どうしてもやらないといけないのか、次でもいいんじゃないかなといったときには、やっぱり議員間討議をする方法は、やっぱり委員会の合同審査会ぐらいできちっとした形で僕はやるべきだというふうに思いますけどね。責任持

った発言をしたいと思いますので。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 勉強会が2日間行われると思います。2日目は多分午前中に終わるんじゃないかなと。午後ですねこの議員間討議をやれば、時間的にも問題なくいけるんじゃないかなと。テーマは絞ってですね、そうすればスムーズにいくんじゃないかなと私は思ってますけど。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 私、7人の意欲のある活性化の委員会の意見なんで賛成なんですけど、これ委員長の今の説明では、もうざっくりばらんに議員間での話し合いをしたいと、私いいと思うんですよ。だけどその議員間だけでは質問とか説明をする人がおりませんけど、議員の中で「これ、こうしたらいいんじゃないか」という意見を出す会しかできんと思うんですよ。だけどそれでもいいと、本当はこれは執行部にこの予算に反映させるためには12月までにして、当初予算に反映させるための討議が一番必要なんで、急にやってもいけませんので、徐々に徐々にそういうふうにもっていくためには、1回やってみたらいいんじゃないですか。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんかね。

鷹野議員。

○鷹野議員 それごもっともだと思います。例えば議員間討議して予算をこうだと、理事者が提示した予算に関してこれはあまりにも使い過ぎやないかと、もっと修正予算出せっていうもし結論になったと。そしたらそういった場合に、その最終日までにそういう修正予算請求とかそういうのができるかどうかそこまで考えとかなないと、そういうことも出てくると思うんですよ。もうこの予算もうちょっと削れんのかとか、やっぱり議員で修正予算請求っていうような形もとる事態も出てくると思うんですよ。だからそういった場合にスムーズにいくかどうか、その辺も含めて、やることはもう絶対やるべきやとは思いますが、そういった場合にどうなるのかなと、今、一瞬思ったんですけど。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 今、修正予算要求って、当初予算請求されても修正するいうて言うたら、これ会期中にこれ当初予算全部直してから出さないけん。これとてもやない、できるようなことやないで。

(発言する者あり)

○原田議長 あくまでも勉強会ということでやってみたらどうでしょうかね。どんなもんですかね皆さん。議員間で討議をすると。

山下議員。

○山下議員 議員間の意見交換会みたいなものでしょう。意見出してもろて、もうその当初予算がどうやこうやなくて、自分の当初予算に対する意見をみんなで話し合いましたよっていう、そういう会でしょうまずは。分かりました。

(発言する者あり)

○原田議長 ほかにありませんかね、御意見は。

先ほど石川議員からもあったんですが、2日目の勉強会終わったあとに、ちょっとそういう会議をもったらどうかということなんですけど、1回それをやってみましょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 さっき、これは勉強すると、本当にいいことだと思いますけども、例えばですよ、協議会の中で要は回数制限せずにもうちょっと突っ込んだあれを、せっかく執行部もおるんですから、行政側も。回数制限をちょっと取っ払って。

(発言する者あり)

○吉村議員 ないんか。じゃけんあの辺をもうちょっと緩やかにして、そこでもう質問をどんどん

したら理事者側のほうからも回答を引き出せるし、そこをやったらある意味でいうたらざくばらんというか、協議会なんで、それで今回やってみていう方法もあるんじゃない。

(発言する者あり)

○原田議長 今、吉村議員からそういった意見がありました。2日間のあの勉強会で徹底して分からんことは質問すると、そういった方法もあるのではないかとということなんです。どうでしょうかね。

○山下議員 理事者に質問やないんよ、議員間の意見交換をしたいっていうけん、ちょっと今話がずれとるみたいな感じがするんですよ。とにかく回答はないんで、ないけんまあいうたら雑談みたいなことになるんやけど、取りあえずまず一步前進、進めてみようという活性化の意見なんでしょう。

○金繁議員 そうです、そのとおりです。

(発言する者あり)

○原田議長 吉田議員。

○吉田議員 今、山下議員がおっしゃっていただいたとおりで、我々議会は承認するわけですから、それが本当に妥当かどうかという判断を、それぞれ我々新人ですからできないんで、先輩方の意見も聞きながら、最終的には採決をするわけですから、それに対して本当に責任を持てるかどうかということだと思えますんで、いろんな意見を聞きたいというのが、さっき山下議員が言われたとおりですから、すいませんよろしくお願いします。

○原田議長 もうそろそろ決をとります。

(発言する者あり)

○原田議長 じゃあ、議員間で一応討議をしてみると、2日目のあとですかね、勉強会のあとに1回そういった会を設けてみると、それでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 次にですね、じゃあ先ほど嘉喜山議員からその名簿の提出はできるのかということなんです。それはその他のほうにもあるんですが、それを先にやりましょうかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 その他の2番の4番。

(発言する者あり)

○原田議長 1番からいきますか。ちょっと待ってください、じゃあもうその他の最初1番からいきます。いいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 その他の1番を先やります。

3月定例会の監査委員出席要求について、事務局より説明をお願いします。

本多事務局長。

○本多事務局長 3月定例会の監査委員の出席要求について、説明をさせていただきます。

監査委員の出席につきましては、申し合わせによりまして、3月定例議会については監査委員の出席を求めているところなんですけども、議会運営方針によらず、コロナ対策の一環として、今回の3月定例会には出席要求をしないということはいかがなものかという提案でございます。

以上です。

○原田議長 今、説明がありました。

3月議会にはもう出席要求しないということでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 ではそのようにします。

続いて、(2) 2月16日議員全員協議会での質問についてということで、4点ほどあります。



まず1番の、退席は法的にどうなのかということです。

山下議員。

○山下議員 その協議に入る前に、ちょっとよろしいですか。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 前回の協議会で、金繁議員から、私は議長・委員長に退席の許可をとりましたと、そのとったもんが問責に当たるのですかという質問があったですね。そのときに私は、私の委員長としてはとにかく本人は止めることはできないと、だから自分の意思なんですよということで、最後に事務局に確認をしております。そのときに、吉村議員が、議事録に許可しとるでしょと、よく見てくださいという発言がありました。私これここにあるんですが、私どこにこの中に私許可したっていう文言はないんです。吉村議員それについて。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 文言ないというのは、我々傍聴でございましたけども、知ってますように。ございましたけど、そしたら許可はなしであれですか、黙って退席したということですか。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 私が許可しました、金繁議員退席してくださいという、ここに議事録の中、私の意見一切ないんですよ。

(発言する者あり)

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 あれ、これ傍聴者の方も何人もおられましたけども、当然出席者おりましたけども、私はちゃんとその部分があったんで、本議会の中でも議長は許可をし、委員長も許可しとるでしょうということで反対討論を、あの本議会の中でも私はやっとならしてしょう。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 私は、この議事録を見る限り許可してないんですよ。私の間違いだったら、これ議事録に山下委員長が許可しました、退席しましたという私の意見があるならそのとおりでいいんですけどないの、議事録の中に。吉村議員はどの議事録見たの。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 私は議事録見て言うたんじゃなくて、私は傍聴者でございましたんで、山下議員許可したでしょという発言をしたんです。だからこれは議事録読んで確認してくださいというて、山下議員にふったということですよあのときにね、2月16日に、そういうことです。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 今から説明する回答の中に、退席は法的にどうなのかとか、あと退席を許可できるかとかいうところはあるので、まずそちらを先に説明させていただいてよろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○原田議長 山下議員。

○山下議員 私は、金繁議員が委員長が許可をしたということなんで、私は許可をしてませんので、その確認で私も議事録見ました。だから金繁議員に議長は許可をしたけど、山下議員は許可をしてませんでしたという、当然その間違いを正してもらわんと困るんですが。議事録に載っていない、私が許可をしたという。もし載ったたら、私もそのとおりで「はい」と言いますが、やっぱり間違いは間違いでこれ直さんと、訂正せんといけんのやないんですか。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 退席を許可あったかどうかですけども、その議運の山下委員長のときに。かなり活発な委員会内での討論を行いまして、私も相当発言をしました。その結果、私としてはこの場では賛成することは自分的にはできないという意思で退出したんですけども、そのときに、今、委員長がおっしゃられた、私はその議事録見てないんですけど、許可しますという発言があったのかどうか分かりませんが、一応その出るときというのは、やっぱり勝手に出るわけはいか

ないわけで、委員長がそれを認めないのであれば、私は止めることはできるはずですよ。それをもって、やはり黙認したというふうに私は捉えます。

この前の議事録に関してもそうなんですけれども、発言の許可をしていない発言というのは、これまで括弧書きで発言する者ありと議事録に出てきていましたし今もそうです。ただこの前議運で金繁議員と委員長が許可の発言をしていないので、これこれの金繁議員の発言は許可していないものとして削除しますということが行われました。それもですね、結構私が長々と話してる発言についてそういうふうにあとから消されました。長々と発言しているのでありますから、許可しないのであればそこで金繁議員黙りなさい、許可してませんよと言ったださるのが議事進行ではないかと私は思っています。ですので、今、許可しましたしませんっていう、議事録の文言だけをもってするのはなく、その辺は私たち議会として許可とはどういうものかっていうことも共通認識もつことが必要だと思います。

以上です。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 説明の意味が私には全然分かりませんが、とにかくこの中で私は許可をしてないんで、それだけはっきり。その許可についてどうなのかっていうのは、あとで説明があると思いますけど。吉村議員、今、確認していただいたでしょう、ちょっと。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 今、議事録読まさせていただきましたんですけども、この議事録を読む限り許可はしてません。私は聞いたと思ったんですけども、議事録を読んでそれを言ったんじゃないというのは先ほど申したとおりなんで、ただ、今、確認したらこれの中には許可してないと、許可するのは文言ありませんので、これは私の勘違いかもしれません。でですね、それはそれで私もわびるところはわびます。

ただですね、これ事実として退席は残ってるんですよ。協議会でもありましたけども、議長からもあったし、山下委員長からもあったんですけども、退席を止めることはできないと、事実はそうなんですけども、止めることはできないけども促すことはできるんです。退席することをいわゆる止めることはできないけども、要は退席せずに席にこうこうで戻っていう、これを促すことはできるんです。これは法的に、法律にもちゃんと書いてます。止めることはできないけど促すことはできると、これだけ付け加えておきます。

以上です。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 私は私の許可をしていたかいないかを確認をとったんで、今、吉村議員の話は今からの説明の中で多分してくれると思いますんで、私の意見はそれで終わりです。

○原田議長 鷹野議員。

○鷹野議員 また押し問答になっちゃうけど、要は勝手に出ようが、退出したことを許可したことと捉えるかどうかっていうことやけん、もう事務局がこれについて持つてるけん、事務局の説明を先に聞いたほうが早いと思います。

○原田議長 吉田議員。

○吉田議員 すいません、議事録っていうのは重要なことでは、証拠ではないんですかね。議事録に載ってないということはこれは、我々すいません、議事録というのは全てだと思ってるんで、我々は発言を抑えながら言っていること悪いことあると思いますんで、制御しながら議事録の残るから、議事録に残ってないことは、これはもういったって証拠にも何もならないでしょ、言い訳しても何もならない、我々は証拠だけなんです。

先ほどの署名もそうなんですけども、新聞に大きく署名を戸別確認に使ったと、署名があるのかないのかって、これはもう事実だけなんですよ、架空は要らないと思います。議事録は私はそのような面では証拠だと思いますんで、そこはしっかりとジャッジをしてもらいたいと、大人と

して議員としてやっぱりジャッジしてもらいたいなというふうに思います。

○原田議長 そしたら、事務局より説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 では2月16日、議員全員協議会での質問について説明をさせていただきます。

まず①の退席は法的にどうなのかということについてなんですけども、議会資料の3の2ページをごらんください。

黄色で表示をしてる部分なんですけども、表決権を行使する権利と同時に、議員については義務がございますとされております。表決権は議員の最も基本的かつ重要な権利であるため、放棄することを予想していないため、地方自治法とか会議規則には棄権についての規定はございません。また、法律上棄権を禁止した規定もございません。

以上です。

○原田議長 今の説明に何か御質問ありますか。

少林議員。

○少林議員 事務局と議長が持つておられる地方議会運営事典によりますと、国会に関しては表決権はこれを放棄することができることと明記はされておりますが、地方議会の場合このように書かれています。

表決に際し、議員が賛否どちらともつかない微妙なときに退席することもあると。それは意思表示の放棄であるが、法律上棄権を禁止した規定はないから、議員自身の政治的配慮からしばしばこの方法は用いられると書かれています。お知らせをしておきます。法律に規定はないんです。

○原田議長 事務局、ほかに何かないですか、その件について何かないですか。

○本多事務局長 特にもうないです。

続いてよろしいでしょうか。

○原田議長 続いてどうぞ、2番お願いします。

○本多事務局長 退席を許可できるかなんですが、棄権について禁止する規定がないので、当然のことながら退席についても想定されておられません。なので、御自分の意思で棄権のため退席しますということで退場していただくことしかございません。

なので、今後は棄権をされるときは、御自分でマイクのスイッチを入れて、棄権のため退席しますと言って退場していただくようお願いをいたします。特にですね、投票による表決のときには出口の鍵を閉めますので、それまでに退場をしていただきたいと思います。事前に事務局に言っていただければ、鍵を閉めるまでの間に退席の時間を待つようにいたしますので、よろしくをお願いをいたします。なお、その際の棄権のため退席しますという発言につきましては不規則発言となりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○原田議長 今、説明がありました。理解できましたかね。

金繁議員。

○金繁議員 退席というのは私だけではなく、これまでもいろんな議員がされてきました。挙手をして議長と言って、それで当てていただいて退席しますと言って、理由を述べずに退席された議員もこれまで何人もいらっしゃいます。意見交換会とかアンケートの結果を見たときに、町民の方からの意見で、退席するときは理由を言ってほしいということがありました。町民にとって一番大事なのは、その人がなぜ退席したのか、どういう考えを持ってるのかということだと思います。

もちろん表決の前のやり取り、討論こそが町民にとって大事で、もちろん退席する方も十分な発言をした上で決断をして出ていかれてると思います。ですので今の手続き、今、本多局長が言っていただいた手続で不規則発言として出ていきますけれども、町民の方たちからの願い

としては、一言でも理由を述べる方がいいのではないかと思います、それは議員一人一人の自由かとは思いますが。

○原田議長 分かりました。

ほかに、今の点で御意見ありませんかね。

吉田議員。

○吉田議員 すいません、先ほどの議運のほうの、委員長が許可をしてないのに出ていったというのはこれは、だってさっきの退席を許可できないという問題じゃなくて、もうないわけですよね事実が。ではそれはもう論外ではないでしょうか。

すいません、言葉足りないですかね。今回の問題になってるですね、問責があつて3番に出ていくのかもしれませんが、議長の許可もしくは委員長の許可を得て出た者に関しては、これはもう別に法的な問題は全くないんですけども、先ほど山下議員が言われた事実について何も議事録に残ってないということであれば、委員長は許可をしてないと、勝手に出ていったというそういうことですよ。そういう事実があったということですよ。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 すいません、私本多局長の言ってくださったことの意味が吉田議員と異なるんですけども、①の法的にどうなのかというところで、禁止した規定はないということですよ、違法でも何でもないと。②のところ、退席を許可できるかといったら、許可事項にもならないってということなんですよ。ですので、許可が必要でも不要でもないと、不規則発言として出ていったらいいということだと理解したんですけど、それでいいですかね局長。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 棄権について法的に禁止するものがないということで、まず想定されてないということですので、退席の許可についても想定されていないという理解でいいかと思います。

以上です。

○原田議長 分かりましたかね。

ほかにありませんか。

ないようですので、続いて3番、今後退席したら問責の対象になるのかということで、事務局の説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 今後退席したら問責の対象となるかについてなんですけども、そもそも決議が事実上のものではないので、何を決議してはいけないとか、いいかとかというような基準はございません。なので、この問題につきましては事務局としてお答えのしようがないんですけども、議員・議長を対象とする問責決議とか、不信任決議につきましては適当ではないという行政実例があるということです。

以上です。

○原田議長 今、事務局より説明がございました。

この問責に対しての質疑はありませんかね。

金繁議員。

○金繁議員 では確認です。今後退席したら問責対象となるかということで、問責の対象とするのは適当ではないという論考があるということで、愛南町議会も今後は問責対象とはならないという結論でよろしいですね。

(発言する者あり)

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 決議につきましては、特にこれをしてはいけないとか、いいかとかという基準はないので、それについてはお答えができないということです。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 そしたら、今後も退席したら問責対象となる可能性は残されていると思います。私一つ疑問なんですけれども、私が退席したら問責ということ、本会議で9人の方の多数でされました。一方で、ほかにも退席された議員さん、本会議退席された方もいらっしゃいますけれども、そちらは問責されることはありませんでした。議員平等の原則にも反すると思うんですけれども、一方は問責されて一方は問責されないと、この基準がはっきりしていないと、今後議員活動が委縮します。圧力です。問責の可能性があったら、その基準をここでみんなで定めましょう、お願いします。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 私、前回の協議会でも言いました。今回問責は退場したこと、退席したことともう一つ、私は1番目が退席、2番目が職員に対する悪いことをしたんじゃないかという意見、私はその2番目の意見で問責決議を賛成したんで、単発の問責で単発の退席だけで私は問責は出ることはないと思いますよ。これは、一つ二つ三つのいろんな要素が絡んでの問責なんで、それは、今、金繁議員が退席したら問責になるのかという発言は、私は退席の単発的なことでは問責には当たらないと。しかし、この問責は議員の個人が行うことなんで、議会でどうやこうや決めることでは私はないんじゃないかと思います。だから、問責の単発で私は問責などを絶対出しません。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 山下議員は退席したことで問責したのではないということでした。じゃあ残りの8人の議員さんはいかがなんでしょうか。

○原田議長 鷹野議員。

○鷹野議員 同じ意見なんですけど、だから今回その問責、退席に対する問責っていうのは、その一議員が2回したと、そこが一番大きな要素だというふうに思います。

もちろんその議員必携とか云々で、表決権を放棄というのは我々の権利であり義務であるというこの文言ですね、法的拘束はないですけど。愛南町議会としたらこの退席、表決権を放棄するということは、問責に当たりますよというその議会として意思決定を絡んで、これだけのことやなくて、今度の金繁議員に対する問責は、それとともにもう一つ絡んでの意思決定ということで、一応自分の考えとしたら、退席っていうのも議会が意思決定したと、それが問責に当たるという意思決定した、2回連続でやりゃあ問責になるんだよっていう意思決定をしたということなんで、愛南町議会は表決権は必ず行使しなきゃいけないっていうふうに今なってるというふうに僕は理解しております。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 連続して2回退席したということなんですけれども、じゃあ愛南町議会では連続して2回退席したら問責対象になると。じゃあこれは1年間ですか半年ですか4年間ですか。それは基準としてちゃんと定めとかなないと、あとから恣意的に問責されるようじゃ議員活動を妨げられますよ。それはもう勘弁してください。

○原田議長 中野議員。

○中野議員 鷹野議員の意見もそれは鷹野議員個人の意見であって、別に議会のあれではないと思いますし、ほかの賛成された方、みんな鷹野議員と同じではないと思うし、それが適当かただ漠然と従うんで、問責するほうもされるほうも、されるほうだけがダメージ受けるわけじゃなくて、するほうもいつもいつも問責ちょっとのこととして、見識・良識疑われてやったほうもこれは覚悟してやっとなる話で、それはやはり採決はされましたけど、こういう場合に問責するせんというのは、なかなかそれは議会の中で協議してもまとまん話だと思えますし、おかしい意見でも多数があれば通ってしまう場合もある、理不尽なあれをされる場合もある、それは

覚悟を持ってやっぱり。

けど理不尽な場合であれば、やったほうの良識・見識を疑われるわけですから両方にダメージがあると思うんで、それをここで金繁議員言われるように基準を示してくださいいうても、もうこうれ議論をしても多分恐らくこういう場合にできんと思いますよ。これ議論してもやけん、そこらあたりはもう自分の頭の中で整理してもら以外にないと思うんで、そこらあたりはもう覚悟して、退席する場合も問責する場合も不信任出す場合も、それぞれがやっぱり良識もって、ある方から見たらダメージ受けるのは金繁議員だけじゃなくて、やったほうもダメージがあるかもしれませんし、そこらあたりは自分の中で整理して、良識・見識のもとにやっっていくべきやと思うんで、もうこれ議論しても水かけ論で、あっちこっちでまとまらんと思いますよ。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 1点だけ確認さしてください。要はですね、③そのものなんですよ、今後退席したら問責対象となるか。鷹野議員はなる可能性についておっしゃいました。ただ先ほど少林議員が指摘されたように、これ国会でも認められてるんです。私は議員のぎりぎりの選択肢として残すべきだと思っています。

町民にとって大事なものは、表決に至るまでの熟議ですよ。それが分かる形で、もうこれは棄権するしかない、その場に座ってたら反対とみなされる、それを避けるために、棄権という方法もとらざるを得ない場合がどうしてもあるんですよ。それは議員の権利です。表決するのは義務ですけども、放棄するのも私は権利だと思います。ですので、私は愛南町議会は今後退席したら問責対象とするのかどうか、これだけははっきりさしとってください、もうそれだけです。それ決まらんようでは、議員活動に支障が生じます。

○原田議長 ほかに御意見ございませんか。

鷹野議員。

○鷹野議員 一つだけ。国会では許されてると、法的には。それはそれなんだけど、我々は愛南町議会議員であるけん、その義務を、ほかの議会はしよるからいいんだっていう考え方はないようにしたほうがいいと思います。愛南町議会のしるしを出すべきやと思います。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 この問責については、議員に対してじゃなくて、委員長に対しての問責であって、議員の権利としたらこのもう10回しようが20回しようが、議員としての権利は当然認められます。しかし、委員長としてということで、この退席についてこの決議がなされてるわけであって、議員個人に対する問責対象ということには今回はなっていないはずですよ。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 今の点について反論させていただくと、先ほど鷹野議員から、2回連続して退席したから問責したということがありますが。

○鷹野議員 2回したからやない、2回した議員も。

(発言する者あり)

○金繁議員 不規則発言はやめてください。2回退席したから問責出したということなんですけれども、今、石川議員が議員としてではなく委員長としてと言いましたけど、これ議員なんですよみんな、基本は。2回退席した、1回目は私まだ委員長ではありませんでした。2回目は委員長になってましたけれども、別に委員長が出ていったわけではないですよ、委員会の委員長が。一人の委員として座っていて、それは議員として座ってるわけですよ。意味がもう本当に不明です。

○原田議長 中野議員。

○中野議員 だから申したでしょう、こうなるんですよ。だから石川議員の意見も個人の意見であって、鷹野議員が2回なる、今度は委員長だからなる、こんな意見交換しても何のあれにもな

らんでしょう。だからもう退席するほうも問責するほうも覚悟をもってもうやるしかないわけで、責められようとあれしようと、それはそこらあたりを自分の中で十分判断してやっていたいて、これを問責せんようにとか規定しといてもこれまともらんと思います。何時間やっても何時間やっても、これもともと法的あれがないわけですから、それはもう個人個人が責任と覚悟を持って、やるほうもやられるほうもやっていくしかないんじゃないかと思えます。これが石川議員の意見も鷹野議員の意見も恐らく個人個人のあれですよ、みんな違いますから。これでまともらんと思います。

○原田議長 吉田議員。

○吉田議員 今中野議員の意見と全く同感なんです、一つだけですね、さっき金繁議員のほうから委員長を、2回目は委員長の立場でと。前回活性化委員会というのがありました、そのときに委員長の発言というのはすごいんですよ、傍聴者の方を我々の賛同も得ずに委員長権限で傍聴人の方の意見を聞いたり、新聞記者の方の写真だとか、それから写真でしたかね撮るのも自由に、それはもう全部委員長が単独でされたんですね。委員長ってそれだけやっぱり重みのあるものではないですかね。私たちはコメントも何もできませんでした。だから委員長としてっていうのは、2回目というのは委員長の立場にあったということですから、それを言っってはちよっとおかしいんじゃないかなと思えました。私の個人的なすいません意見です。

○原田議長 いろいろ御意見も出たんですが、問責に対しての規定というのはないということで、そして問責出す出さん、それはもう個人の判断に任せるということで、それでいいですかね。  
(「はい」と言う者あり)

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 私はこの問責はですね、あのときに私は反対討論したのは別にどうのこうのじゃなくて、皆さんお聞きのとおり、問責の構成要件がないと、賛成された方あったんですか。ここで返事は要りませんが問責の。バッチつけとる以上はやっぱり皆さんそれぞれ勉強されとると思うんですけども、構成要件達してましたか。

それと、さっき2点目ですか、あれを言われよりましたけども、推察で職員に何とか書いてましたけども、ああいう推察で議決できるんですか。我々議決権持つとるというのは、推察でできないはずでしょう、この問責だけじゃなくて。もうそれを皆さんに聞きたいです。私の発言はそれだけです。

以上です。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 今、吉村議員からの意見がありました、本当にその担当者ですよね総務課長。本当に本会議での発言、そして議会運営委員会での発言、それに対して本当に心身的に本当にストレスというかたまって、本当に本人も悩んでおりました。これは事実です。私も確認をいたしました、よろしいですか吉村議員。

(発言する者あり)

○原田議長 挙手して。

山下議員。

○山下議員 吉村議員の発言で、問責を賛成した議員はその当事者、当事者がそんなにパワハラとか何か受け取るのを確認しとるんかっていう意見でしょ。推察で言うもんじゃない、確認したんか。

(発言する者あり)

○原田議長 吉田議員。

○吉田議員 尊敬する吉村議員からの質問なんで、私はその推察っていいですけど、言葉の暴力ってあると思うんですね。残ってますよね金繁議員の発言が、退職金がどうのこうの、出すのかどうのこうとか特定できること、もう残ってるじゃないですか、これが僕は証拠だと思います、

言葉の暴力ってあると思います。

そこで影響を受けて、本当にどんだけ傷つくのか、文書残ってますんで推察ではありません。私はそれを判断をして、有権者からの方からもそういう意見を募って、これはあまりにも言葉の暴力と本当に類する。これは推測じゃないですね、文書で残ってますから、そういうふうを受け止めましたんで、私はこれは暴言だなというふうに私は感じました。

○原田議長 いいですかね、そしたら。

ほかにありませんかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 ないようでしたら、続いて4番、議員は署名簿を見る権限があるかないか。

事務局より説明をお願いします。

本多事務局長。

○本多事務局長 議員は署名簿を見る権限があるかないかについて、説明をさせていただきます。

まず議会資料3の3ページをごらんください。黄色の部分なんですけども、受理された請願は原文のまま印刷して、全議員に配付するのが本来の建前である。また、審議の対象はあくまで請願の原本であることは言うまでもないという記述がございます。

続いて4ページをごらんください。この陳情に類するものに、嘆願書・要望書・決議書・意見書・要請書・お願いなどがある。これらの取扱いについては、陳情書またはこれに類するもので議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとするとして、議長の権限で処理することとされているが、現実にはそれぞれの議会の慣例によって取扱いの方針や要領が決められており、必ずしも一様ではないとあります。

愛南町議会では、請願と同じ要件で紹介議員のないものは、要望書を含め議会運営委員会に諮って陳情等一覧表に掲載し、写しを配付しています。

議会資料3の6ページをごらんください。これは「ぎょうせい」発行「地方議会事務提要」なんですけども、請願書・名簿の閲覧というところがございます。問いと答えが書いてあるんですけども、まず問題、当市では請願代表者から同意書を得て文書表等に代表者の氏名等を記載しているが、署名簿の署名者からは同意書を得ていない。議員が署名簿の閲覧を希望しているが閲覧できるかという問いに対して、署名簿は請願において参考資料であるとはいえ、当然受理されれば公文書の一つとして認識される。そして、署名者は署名を出した内容について氏名や住所等を記載しているのは、当該請願が審議等に付されるに当たり、当然にその氏名等が公開されることを前提として署名しているといえる。それゆえ、請願の参考資料として提出された署名簿は、議員の閲覧の対象となるといえるかとあります。

事務局としては、これらのことによりまして、議会に審議・審査・協議に付されるために提出された要望書、原本全てを議員は見る権限があり、提出されたもので審議・審査・協議すべきだと考えております。なお、現在個人情報がかつた資料はタブレット資料ではなく、紙資料で配付する申し合わせとなっております。また、議会資料の公開として、閲覧資料を一般に公表しておりますけども、提出者には閲覧資料に住所・氏名を載せることや、議員が会議中に個人名を発言した場合に、会議録に記載されることの同意をお願いをしております。

以上です。

○原田議長 今、事務局より説明がございました。

議員は署名簿を見る権限があるのかということですが、今、説明のとおりです。

この件に対して、何か御質問ありますか。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 確認です。これから推測もできるんですけど、議員は個人情報保護条例上の実施機関の職員という位置づけで間違いはないですね。

○原田議長 本多事務局長。



○本多事務局長 個人情報保護条例上の実施機関の職員というふうに解釈しております。  
以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。  
中野議員。

○中野議員 閲覧は前回のときもできるとは思っていました、コピーですよ。これ山下議員も言われましたし石川議員もで、コピーを閲覧場所から持ち出したというような発言を聞いたんですが、これは持ち出したんですかね。それが事実であれば、コピーを渡してこの所内から持ち出すこと自体は議長には、これ議長が許可したのかあれなのか、石川議員が勝手にコピーして持って内緒で出たというにはとれんのですが、そこあたりどういう経過で、持ち出したのか持ち出してないのか、閲覧しただけなのか、それともコピーをして持ち出したのか、そこあたりの事実とちょっと説明していただいたらと思うんですが。前提として。

(発言する者あり)

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 見る権限があるということです。先ほどから吉田議員とかから言われてた、この署名簿の定義なんですけれども、実際の原本とそのパソコンで打った名前がちょっとそごがあるんじゃないかというような意見だったと思うんですけど、そごというのは、パソコンで打ったものをこの署名簿といえるかどうかというそれではないんですか。じゃあパソコンで打ったもの、この署名簿として解釈してよいということでもいいんですよ。

(発言する者あり)

○原田議長 吉田議員。

○吉田議員 全くそういうこと言ってなくて、私は先ほど言ったのは署名が実際にあるのかどうかということは先ほど言いました。署名というのは自署ですよ、これが署名。記名っていうのはパソコンで打ってもいいんですけど、印鑑があるものが記名というんじゃないですかね。それ以外のものについては何と言うのか知りません。分かんないですよ、見たのは僕はだから賛同者という名前、氏名はこれは個人情報ですからね、氏名というのは当然個人情報なんでそれは見ました。でもそれが署名なのかどうかっていう、署名じゃなかったですんで、署名があるのかどうか、多くの町民の方が署名が、新聞にその署名を戸別確認をしましたという署名っていうのであって、その署名が本当にあったのかどうか、私は事実もないんで見てないんで署名はないですよ。そういう質問はしましたが、全然それは、今、金繁議員が言われたのは全然論外だと思います。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 私は定義の確認をさしていただけたらと思います。じゃあこの署名を見ることができるとい署名、パソコンで打って出している記名も、署名として認められるということでもいいんですかね。

(発言する者あり)

○原田議長 嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 私が先ほどコピーを求めたのは、そこを確認したいがために求めたわけで、いうたら実際の署名簿とパソコンで打ったものとは全然意味合いが違うんで、そこを言いたいです。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 分かりました。要望書に添付されてたパソコンで打った氏名と住所に関しては、それがリコールとか法的な効力を持つものに添付されるべき署名とはまた異なる形で、それは事務局で会の方が提出されるときにも、要望書なので法的効力がないので、これでいいですよという確認をしているそうです。

今、先ほど嘉喜山議員がおっしゃった、この個人情報保護条例の実施機関かまた職員かということなんですけども、ここにいう個人情報にその名前と住所が当たることは確かですよ。

なので、回りくどくなりましたけれども、私の質問としては、この個人情報として保護されるべき名前と住所であったわけですが、これをもろに見る権限は、署名簿を見る権限があるんだからこの賛同者の名簿を見る権限もあるでしょう。じゃそれをどう保護するかっていう段階にきて、この保護条例を見ると、実施機関に対して届出をしないとイケないという条文があるんですけれども、これは議会の中ではどのような手続になってるんですかね。

(発言する者あり)

○原田議長 中野議員。

○中野議員 ちょっとその署名なのか、記名なのか、氏名だけなのかというのを、署名というのはそういう形のものであれば、公的なものであれば、じゃあそういう形で要望で法的な部分がない分に関してはそれは何と呼ぶんですか。事務局のほう、分かりますか。あれは署名じゃないわけですよ、何と呼ぶ。だから今は署名署名と、ああやって皆同じ一緒に扱ってますけど、何か違う呼び方があるんですかね、そういうものに関しては。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 それはちょっと事務局にふられても、そこはちょっと議論の中には入っておりませんので。

○原田議長 尾崎議員。

○尾崎議員 本人が自筆をもって自分の氏名を書いたものが署名簿なんですけれども、パソコン等で入力、仮にまだ私は見てないですけども、そういったものであれば、言葉にしたら賛同者一覧、これに類似するものじゃないかと私は思います。

○原田議長 那須議員。

○那須議員 愛媛新聞には、石川議員は署名簿を持って回ったというふうに書かれたんやないの。そしたら報道間違うとるやない、議長訂正の謝罪の抗議をせんといけんのやないですか。みんなあの愛媛新聞の記事を見て、石川議員がそれを持って訪問したというふうに書かれてる、何度も書かれてますよ。原本出せ。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 先ほどの中野議員の質問ですが、私2名の弁護士に実は相談に行きました。弁護士2名の方から、それは記名というんですという説明を受けました。

以上です。

(発言する者あり)

○原田議長 その要望書、皆さんどうですか見ます、まだ見てない人おるんですかね。

(発言する者あり)

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 今の論点はちょっとずれてきたかと思うんですけども、そっち先にやりますか、原本を出すかどうかの話をしますか。

(発言する者あり)

○原田議長 もうじゃあ4番の署名簿を見る権限があるのかなのか、これはもういいですかね、権限はあると、いいですか。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 じゃその他ですかね。

1番に入っているんですかねじゃあ。

山下議員。

○山下議員 今、何人もの意見から、その署名なのか記名なのか分からないその名簿か何か、それをコピーしてみんなで回してくれて、今、要望出しとるのに、それをまずしてもらわんと。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 少し休憩をとっていただければ印刷はできます。ただ、これについては最後回収

させていただきますので、よろしくお願いたします。

○原田議長 暫時休憩します。

(休憩)

○原田議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは最初の1番に戻りまして、町ホームページでの謝意の表明についてを議題といたします。

金繁議員。

○金繁議員 すいません、その前にですね、この経緯について明らかにしたほうがいいんじゃないですかね、時系列の。

○原田議長 最初にお配りしました経緯について、もう皆さんお目通しになったと思うんですが、してない。じゃあちょっと目を通してください。

那須議員。

○那須議員 石川議員が要望書のコピーを持ち帰るっていうのは、これを持ち帰ったんですか、これを。

○原田議長 そうです。

○那須議員 それで、愛媛新聞には、これを石川議員が署名簿を持って帰ったというふうに書いたわけですね。

○原田議長 そうですね。

那須議員。

○那須議員 署名ですかこれ。私はこれ署名とは認めませんよ。署名なら署名で、署名の原本を出すように議長のほうから言ってください。

○原田議長 私はその提出を求めました。原本を出してくれと求めました。それで提出がありませんでした。

以上です。

那須議員。

○那須議員 それならちゃんともう一度、今度は議会にこの話をしたんですから、議会から愛南町を明るくする会に対して原本を出せと、これを名前と簡単な住所ですけれども、これで本当に信用できるのかと、この人たちは本当に書いたのかどうか、それは突き詰めて私たちは見直さないといけないので、原本の提出を要求してください。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 先ほどの議長のお答えを補足させていただきます、那須議員に説明させていただきます。明るくする会の代表のヨダさん、20日に出しまして、その日の夕方以降にヨダさんのところに議長から電話がかかってきて、確かに議長から原本を出すようにと、署名簿の原本を出すようにと要請があったそうです。そのときヨダさんは、会のみんなと相談して検討するのということでした。

21日新聞記事が載って、再び議長からヨダさんに電話があったそうです。また原本を出してほしいということだったそうです。このときヨダさんが、既に石川議員が要望書のコピーを持って回っている事実を情報が入っていたので、こういう使われ方をされると非常に不安なので、議会として書面でどのように使うのかという目的をしっかりと書いたもので開示の要求を出してほしいと、書面でお願いしますと伝えております。

そして最近も、もう一回議長から原本出すようにと要請がありまして、とにかく書面を出してくださいそしたら出しますからと、前向きに出す方向で考えているんですけれども、その書面が届かないので、会としてもやっぱり目的をしっかりとしてもらわないと、これまた会のほうが個人情報保護条例に違反するということにもなりかねないので、それを未然に防ぐために、文書で目的を明示してくださいとお願いをしているのですが、残念ながらまだそれが届いてい

ないという状況だそうです。

以上です。

○原田議長 尾崎議員。

○尾崎議員 2回その署名簿の提出要求が議長からあった、3回。その中で、まず石川議員が個人情報の不適切な取扱いというところでコピーを持ち出して回ったという、これを理由に出さんというのはそれは理由にはならないと私は思います。当然文書が必要であれば文書も出しますけれども、速やかにですね、これどう見ても署名ではなく記名でありますので、正式な署名簿なるものを出さないと、法的な効力はこれがないと私は思っております。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 今、尾崎議員がおっしゃったことに対してなんですけど、まず要望書っていうのは法的効力ってもともとないんですよ。請願ならあるんですけど、リコールとかね。だから会の代表も提出するときこの氏名、パソコンで打ったもので大丈夫ですかという確認をさせていただいてるそうです。ですので、その点についてはまず訂正さしてください。

その前におっしゃられた、その石川議員が要望書のコピーを持ち帰って訪問しているから不安に思ったという点なんですけど、まさにこの要望書を持って回ったこと自体が個人情報保護条例、そして請願権とか表現の自由、これらに違反する恐れが強いということで、用心をしたということなんです。だからここ事実確認をやっぱりしたほうがいいと思うんです。要望書のコピーを持ち帰ったこと、これが違法なのかどうか。それから、知人宅をそれを持って回って事実の確認をしたという、この2点について違法かどうかを確定してから話を進めないで、今の尾崎議員と私の見解の違いはいつまでも決着しないと思うので、議会としてこの2点について法的にどのように評価するか、いかがでしょうか。

○原田議長 今、即どうのこうの、なかなか返答ができんと思うんですけど、これは。石川議員。

○石川議員 私この1月20日なんですけど、判こがついた状態じゃなくて判こがない状態。いうならば私文書を持ち帰って、私は午前中、あの日は臨時会がありましたんで、臨時会が終わってすぐに議長から話がありましてそれで持ち帰った、議員の政治活動に使ったということ、事実はですね。

○原田議長 那須議員。

○那須議員 要望書は法的にないと言われますけど、もう公文書になってますので法的には当然あるんですが、私ももしそのときにこれを見せられたら、私の知り合いが本当にこれに賛同して署名したのかどうかというのは確認したいですよ、したくなりますよこれだとね。本当にあんたやったのと、私の支援者がもし名前があればですよ、そのくらいしますよ。私石川議員の気持ちよく分かります、見なかっただけで。ですから、これが本当に署名したのかどうかということもまず議長確認しないと、話はそれからでしょう。ここから始まってるんですから、それを開示してもらおうように請求してくださいよ、それからですよ。

○原田議長 中野議員。

○中野議員 今、那須議員言われたけど、もうこれが署名であろうと記名であろうと賛同者であろうと、石川議員の弁明は、これは那須議員も正当化するような話をしてますが、それ自体もうちの署名であろうと記名であろうと賛同者であろうと、石川議員の間謝罪されたわけでしょう。あれは謝罪ではなかったんですか、何か理由があって、那須議員も何かそれを正当化しようとするけどこれ正当化されんし。署名であろうと何であろうと、これコピーして持ち出したことが問題なのかどうか、まずそこが一番の論点でありますし、この署名をコピーを持って帰ったこと自体が、石川議員が勝手に持ち帰ったのか、誰が許可して持って帰ったのか、これが問題でないのかという部分を議論せんと、もうそこらあたり署名であろうと記名であろうと、もうプライバシーの問題ですから、石川議員謝罪されたわけだから、これはまずかったと思っと

るわけではないんですか。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 この前の全協で謝罪したのはですね、中野議員もいらっしゃったと思ったんですが、聞いてなかったですかね。私が謝罪したのは、お騒がせしたことに對しての謝罪であって、何らこの件についてどうのこうのという、公的なものでどうのこうのということで謝罪したわけじゃないんですよ。

○原田議長 那須議員。

○那須議員 あの時点で、私はもう終わったと思ったんですよ。そしたら、ホームページに記載せよとか、本議会で謝れとかですね、そういうことがまた出てきたでしょう。ですから、本元からきちんと調べましょうよということなんですよ。あれで終わればもう私言いませんよ。

○原田議長 中野議員。

○中野議員 だからこの間の前回のときをお願いしとったのが、コピーして持ち出したこと自体、これ署名であろうと記名であろうと、これは問題なのか問題でないのか、そこらあたりをちょっと調べとってもらえませんかいうて、それが事務局のほうも専門家とか何とかに問い合わせして、ここらあたりが法的に何も問題ないのか、それやったら本議会の場でもどこでも、これは自由なんですから、堂々と法的に大丈夫なんですよって議長が言えればいい話で、堂々と言えればいい話で、こんなにごたごたここでする話でなくて、そこをまず専門家に何人かにお願いできんですか、そこらあたりで持ち出したこと自体が問題なのか、別に出すのはいいですよ。けどコピーとして持ち出したこと自体が、署名であろうと記名であろうと賛同者であろうと違法にならんのか、プライバシーの侵害にならんのかいうものをまず専門的に出してもらわんと、ここらあたり、それやったら何も議論する必要ないじゃないですか、それが問題でないのあれば、そこを言いよるんですよ。

○原田議長 佐々木議員。

○佐々木議員 中野議員のちょっと質問にお答えしたいんですが、ちょうど私も愛南町の顧問弁護士のほうにその件について問い合わせをしました。その件については何ら問題はないと、議員個人がそういうその、あれですよ記名なんですよ、原本やないんですよ。原本じゃないやつを、記名を持って回って知り合いのところに何軒か行ったということはもう全然問題はないと、法律上、そういう答えでした。

以上です。

○原田議長 中野議員。

○中野議員 じゃあそれが、本当に誰に聞かれても法的に通る問題であれば、もう議論せんでええやないですか、堂々と問題はないんですからいうて、苦情言うて何かあれした人に、こういうことで決着してますんでもう謝罪もせんでええやないですか、これ何もプライバシーにも当たらんのかやったらもうそれで議長が出したらええやないですか。

○原田議長 佐々木議員。

○佐々木議員 だから我々がその根本的に、今、那須議員が言うたように、一からやらないけないんですよ。その署名なるものを我々が見んことには信用できんやないですか。

○原田議長 那須議員。

○那須議員 もう愛媛新聞に何回も書かれてるんで、愛南町議会何も対応しないのかと言われとるんですよ。私の支援者らもあのままでいいのかと、本当におまえら悪いことしたのかということがありますから、あの報道もなかったらこんなことまでならないんですけどもあったので、じゃあ根本からきちんと見直しましょうと、突き合わせましょうと、これが本当に正しい署名の人たちなのかということなので原本を、だから何回も言いますよ、原本を出してもらって、それと突き合わせてやっていきましょうよ、一から。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 先ほど佐々木議員がおっしゃられた、愛南町の顧問弁護士に佐々木議員が個人的に相談されたんですかね。2点目は問題ないということなんですけど、少なくともその個人情報保護条例の個人情報には当たるはずなんです、この記名であろうと。その弁護士さんお名前何というか知りませんが、この個人情報保護条例に引っかからないということですか。

それから3点目、人権侵害・請願権なり表現の自由、これらについても一切問題ないということでしょうか。

○原田議長 佐々木議員。

○佐々木議員 問題ないということです。それは私が個人的に聞いたわけですからその弁護士、問題ありません。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 個人的に聞かれたということですがけれども、先ほど中野議員がおっしゃられたように、やっぱり専門家に聞くべきと、それはやっぱり公的にきっちり聞かんといけんとするんですよ、個人レベルではなくて。だから、ぜひ議会として客観的な立場の専門家に聞くべきだと思います、私的ではなく。

○原田議長 中野議員。

○中野議員 専門家の意見としても、ただ一人だけというのはやっぱり見解の相違やいろいろあるんで、また裁判とか何とかになって大変なことになったりもするんで、複数の人に、法律の専門家とか弁護士だけでなく、やっぱりちょっと当たって、そこらあたりを本当にこれで間違いないんですかというて、双方向の意見があると思うんですよ専門家であっても。そのあたりはもうちょっと慎重に意見聞くべきやないですか。

○原田議長 佐々木議員。

○佐々木議員 ただ一つ、その署名をした人が、本人がしてないのに勝手に書かれたというのは、これはもう完全なる本人の、まあいうたら刑事罰なりますんで、事件になりますんでそれは。それは引っかかりますとは言いよりました。そういうことがないのかいうので、やっぱり我々も確認する必要がありますわねやっぱりね。そういうことです。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 この中には憲法より大事なことがあるという議員もおりますし、法的に法を堂々と犯してる議員もこの中にもおります。あえて言いますけども、これ、今、議論ずっと聞きよるんですけども、そもそもスタート、受付したとき議長の対応が一番大事やなかったんですか。そこからずっと今の議論、皆さんの聞きよったら端を発しとるわけでしょう、受理したときに。原本をこうこうでこうであったとかいろんな、議長としてですよ。

要望書であろうが何であろうが、事務局を経由したものは全て公文書扱いです。これはこの間の裁判でもあったでしょう、結論出たでしょう。事務局を経由したものは全て私文書じゃなくて公文書です、これ事務局分かっと思えるんですけども。ということで、ちゃんとしてこれ法的に調べてそれからやらんと、我々何ぼ議員っていうても、法的に問題がないことを問題あるように論議したって何にもならんし、また反対もありますし、その辺はちゃんとしていかんと、これいつまでたってもずるずるずるずるいくんやないですか。

○原田議長 中野議員。

○中野議員 本当に今言われたように、もう一度、今度勉強会のあとでも何でももう一回設けて、それまでに1回本当に法的に議会として複数問い合わせていただいて、本当に問題がないのであれば、それが一致した意見であれば、もうそれ議長が何も問題ありませんと、コピーで持ち出してあれしても訪問しても、何のプライバシーの侵害にもなりませんというて堂々として、謝罪文も出させる必要もないわけで、そういう説明だけを経過したらいい話で。

この間石川議員が謝罪されたから、それがちょっと問題になったのかなと思うけど、本人はそうではないようなあれなんで、ちょっと僕もちょっと、それがまずかったという意味ではなか

ったというのを聞いてちょっとそこらあたりもありますし、そこらあたりもよく調べて、ないのであれば別に石川議員が謝罪することもないですし、文句言われたら、それ文句言われても堂々とこれは認められてるんですよって言って相手方に言えばいい話で、謝罪する必要もないと思います。だからそこらあたりも含めて、まず専門家複数そういう意見を求めたらどうですか。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 今の中野議員の発言ですけど、私実は個人的に2人の弁護士に相談に行きました。というのは、今の意見で1人ではちょっとどうなのかなということ、2人の弁護士に相談しました。2人の意見も同じでした。今回これは石川議員が自分が個人的にコピーをして持ち出したこと、これは記名なんで一切問題はないと、議会にも議長にも一切問題はないと。ということで、専門家の意見がそうでしたけど、今度言われるように、議会としてもう一度専門的な方に相談して、その結論が出てから再度開いたらどうですか。

○原田議長 そういう意見があります。

それでよろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 今ここでどうのこうのはちょっと言えませんので。

じゃあ1番のホームページの掲載、その件はそれがはっきりしてからということよろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 その他で、事務局何かありますか。

それでは、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

愛南町議会議長